

6 監査課第 1 5 6 6 - 6 号

令和 7 年 3 月 2 8 日

相模原市川尻財産区管理者

相模原市長 本村 賢太郎 殿

相模原市監査委員 高 梨 邦 彦

同 橋 本 慎 一

同 関 根 雅吾郎

同 大 槻 和 弘

例月現金出納検査の結果に関する報告について(提出)

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 3 5 条の 2 第 1 項の規定による検査を行ったので、同条第 3 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出する。

1 相模原市監査基準への準拠

この検査は、相模原市監査基準(平成 2 9 年相模原市監査委員訓令第 1 号。以下「監査基準」という。)に準拠して実施した。

2 検査の種類

地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 1 項の規定に基づく例月現金出納検査

3 検査の期日

令和 7 年 3 月 2 7 日

4 検査の対象

会計管理者所管会計(川尻財産区)の令和 7 年 2 月分の現金出納状況

5 検査の着眼点

監査基準第 1 1 条第 6 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり主な着眼点を定めて検査を行った。

- (1) 公金の収支計数は出納関係帳簿、指定金融機関発行の預金残高報告書及び証拠書類と一致しているか。
- (2) 納入金額及び納入義務者に誤りはないか。
- (3) 支出命令書の金額は、請求書等の金額と一致しているか。

6 検査の主な実施手続

監査基準第 1 4 条及び第 1 5 条の規定に基づき、次の手法により検査の手続を行った。

(1) 書類検査

会計管理者の保管する現金(歳計現金、歳入歳出外現金、預り金、一時借入金、基金に属する現金)の在高及び出納関係諸表等の計数の正確性並びに現金の出納事務が適正に行われているかの合規性について、関係書類等を照合し、確認した。

(2) 聞き取り調査

書類検査を補足するため、必要に応じて担当者等に聞き取り調査を実施した。

7 検査の結果

1 から 6 までのとおり検査した限り、重要な点において、会計管理者の現金の出納事務が正確に行われていると認められた。

8 収支の状況

令和7年2月末日現在における収支の状況は、別紙のとおりである。

以 上

令和 7 年 2 月 分 現 金 収 支 表 川尻財産区

(単位：円)

区 分	前月末残高	収 入	支 出	本月末残高
川 尻 財 産 区 特 別 会 計	-4, 530, 846	0	2, 665, 265	-7, 196, 111

※ 本表とその他の特別会計、一般会計及び基金に属する現金並びに歳入歳出外現金を合わせて一元管理している。

※ 川尻財産区特別会計に係る運営基金は、裏面別表のとおり「（基金一元化分）」として運用

※ 資金管理が一元化されているため、各基金別の内訳は算出されず「（基金一元化分）」各欄に合計額のみ表示